

2021年7月

立憲民主党代表 枝野 幸男 様

「性犯罪刑法改正に関するワーキングチームでの本多平直議員の発言」について

立憲民主党鳥取県総支部連合会
代表 浜田 妙子

日頃の活動に心より敬意を表し、感謝申し上げます。

この度、立憲民主党「性犯罪刑法改正に関するワーキングチーム」において、刑法で性交同意年齢を現行の13歳から16歳以上まで引き上げを目指し議論されていたなかで、本多平直議員が、「例えば50歳近くの自分が14歳の子と性交したら、たとえ同意があっても捕まることになる。それはおかしい。」などの発言があり、一時、年齢引き上げのとりまとめを見送ったと報道されております。

これを受けて、党執行部は本人に口頭厳重注意し、本多議員は発言の撤回・謝罪をしたと聞いております。結果的には、性交同意年齢を現行の13歳から16歳以上まで引き上げることの提言がなされました。私たち鳥取県連としては、性暴力被害の根絶を目指してフラワーデモ等の活動を継続しており、本多平直議員の発言には強い憤りを感じざるを得ません。

この発言とその後の党執行部の対応から鳥取県民に伝わってきてていることは、「人権尊重・ジェンダー平等」という党の理念は口先だけであり、しかも、「それに対する対応が身内に甘い」というものであり、また、この発言は性暴力被害者を大きく傷つけ、立憲民主党への信頼を失わせるものです。

今、立憲民主党鳥取県連では来る衆議院議員選挙に向け、党勢拡大に奮闘努力をしているまさにその時に起きたこの発言と党の対応は、私たちの活動に大きな打撃を与えます。

このような状況を踏まえ、党執行部には強く抗議し、以下の点について早急な対応を求めます。

- 1 党として、性暴力被害者へのお詫びを表明し、今後、被害者の声に耳を傾け、正しく理解し、被害者の実態に沿った刑法改正を進める議論をすること。
- 2 二度と人権意識を欠く発言がされないよう党関係者の研修を行うこと。
- 3 本多議員への処分はどういう経緯と判断基準で決定したか報告すること。
- 4 今、地方は党本部からの情報ではなく、マスコミ報道からのみ判断せざるを得ない。ワーキングチームでの議論の事実経過を明らかにすること。